

高尾野内水面漁業協同組合  
鹿内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、高尾野内水面漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する鹿内共第2号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、もくずかに以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又はたも網、投網、刺網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又はたも網、投網、刺網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	統数又は規模
たも網	網口径 1 m以下
投網・刺網	2 統
うなぎかご・筒	内径 6cm・長さ 80cm 以内
うなぎ石くら (箱)	高さ 1 m以下・大きさ 1 m <sup>2</sup> 以内 (箱 50cm×60cm×12cm 基準)

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
こい	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
うなぎ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間 (※但し、鹿児島県内水面漁場管理委員会の指示により、採捕禁止期間を設ける。採捕禁止期間 10月1日～翌年2月末日)
もくずかに	6月1日から翌年4月30日までの期間で組合が定めて公表する期間

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する田中釣具店に掲示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
高尾野川築原堰下流端から昭興橋までの区域	1月1日から12月31日まで
松本橋上上流側下より(出水市荘地内)上流へアユ採取場より50m下流までの区域	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あゆ	12センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	21センチメートル
もずくかに	甲の幅5センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

一 手釣、竿釣による遊漁の場合及び網等を使用する場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ・こい・うなぎ	手釣・竿釣	1日 1,000円 1年 3,000円
あゆ こい	たも網・投網・刺網 (手釣・竿釣可)	1日 1,000円 1年 8,000円
うなぎ	かご・石くら(箱)・筒	1個1年 3,000円
もくずかに	かご	1個1年 2,000円

二 その他の場合

前項以外の漁具・漁法の場合は、1日1,000円、1年8,000円とする。

ただし、役員会の承認を得ることとする。

2 遊漁料は、次に掲げる場所に納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 高尾野内水面漁業協同組合事務所(出水市高尾野町大久保4467番地)
- (2) 田中釣具店(出水市高尾野町柴引16番地)
- (3) 本城こんにやく店(出水市高尾野町下高尾野1777番地2)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区 域
高尾野川築原堰から昭興橋に至る区域
松本橋上流側下より（出水市荘地内）上流へアユ採捕場50m下流までの区域

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 附則

この規則の変更は行政庁の認可を受けた日（平成25年6月1日）から効力を生ずる。

この規則の変更は行政庁の認可を受けた日（令和5年9月1日）から効力を生ずる。